

岩手県告示第568号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置した都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立御所湖広域公園
- 2 位置 盛岡市繫字尾入野、字堂ヶ沢、字南ノ又、字葦内、字除キ、字葦内沢、字館市及び字清水端並びに岩手郡雫石町下長根、下町東、野中並びに大字西安庭第10地割字芦ヶ沢、第11地割字皂角、第12地割字十郎築、第14地割字長谷地、第15地割字籬野及び字下長谷地、第16地割字関根、第23地割字下戸沢、第25地割字町場、第27地割字上屋敷、第31地割字伝久並びに第32地割字下野並びに大字繫第4地割字高見、第5地割字塩ヶ森、第6地割字新城、第7地割字下御所、第18地割字堂ヶ沢及び第22地割字除並びに御明神籬及び籬野の各地内
- 3 変更後の区域 別紙図面のとおり。
- 4 変更後に係る区域の供用開始の期日 平成25年7月27日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。